

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇条 例 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(警備第二課)

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

公布された条例のあらまし

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持することを目的とすることとした。

二 拡声機による暴騒音の禁止(第二条関係)

何人も、拡声機を使用して、当該拡声機から十メートル以上離れた測定可能な地点(権原に基づき使用する土地の区域内に

おいて拡声機を使用する場合にあっては、当該土地の区域外の地点に限る。)において測定した音量が八十五デシベルを超える音(以下「暴騒音」という。)を生じさせてはならないこととした。

三 適用除外(第三条関係)

二は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しないこととした。

1 選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用

2 災害、事故等の警戒活動又は救助活動のためにする拡声機の使用

3 電気事業、ガス事業、水道事業又は電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

4 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

5 公共の輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用

6 学校の行事を行うためにする拡声機の使用

7 社会福祉事業に係る施設の行事を行うためにする拡声機の使用

8 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用

9 1から8までのほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用

四 停止命令(第四条関係)

1 警察官は、二に違反して拡声機による暴騒音を生じさせている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができることとした。

2 1は、二以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたとき（これらの者が共同して拡声機を使用した場合を除く。五において同じ。）については、適用しないこととした。

五 拡声機の同時使用に対する勧告（第五条関係）

警察官は、二以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたときは、これらの者（三の1から9までの拡声機の使用をする者を除く。）に対し、拡声機による暴騒音の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

六 立入り等（第六条関係）

1 警察官は、四の1又は五の権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができることとした。

2 1による権限を行使する警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

3 1による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

七 適用上の注意（第七条関係）

この条例の適用に当たっては、集会、結社及び表現の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制約しないようになければならないこととした。

八 公安委員会規則への委任（第八条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。

九 罰則（第九条関係）

1 四の1の警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処することとした。

2 六の1の警察官の立入りを拒んだ者等は、十万円以下の罰金に処することとした。

十 施行期日

この条例は、平成五年二月一日から施行することとした。

◇職員給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一〜別表第五関係）

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当 (第七条の三関係)

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を二十八万五千元(現行二十七万六千元)に引き上げることとした。

(2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額限度額を四万九千五百円(現行四万八千五百円)に引き上げることとした。

(二) 扶養手当 (第八条関係)

子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を二十二歳(現行十八歳)に達する日以後の最初の三月三十一日までとすることとした。

(三) 調整手当 (第九条の二、附則第十項関係)

民間賃金等の極めて高い地域に係る支給割合を百分の十二とすることとした。ただし、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、百分の十一とすることとした。

(四) 住居手当 (第九条の四関係)

支給対象を月額一万二千元(現行一万千元)を超える家賃を支払っている職員に改めるとともに、その支給月額を次のように改めることとした。

(五) 通勤手当 (第十条関係)

自動車等を片道十キロメートル以上使用して通勤する職員に対する支給月額を次のように引き上げることとした。

使用距離(片道)	現 行	改 正 後
十キロメートル以上 十五キロメートル未満	六千二百円	六千五百円
十五キロメートル以上 二十キロメートル未満	八千三百円	八千九百円

家賃の月額	現 行	改 正 後
二万二千円以下	家賃の月額から一万千円を控除した額	家賃の月額から一万二千円を控除した額
二万二千円超 二万三千円以下	家賃の月額から二万千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一が一万三千円を超えるときは、一万三千円)を一万円に加算した額	家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一が一万五千円を超えるときは、一万五千円)を一万千円に加算した額
二万三千円超	家賃の月額から二万千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一が一万三千円を超えるときは、一万三千円)を一万円に加算した額	家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一が一万五千円を超えるときは、一万五千円)を一万千円に加算した額

二十キロメートル以上 二十五キロメートル未満	一万四百円	一万千三百円
二十五キロメートル以上 三十キロメートル未満	一万二千五百円	一万三千七百円
三十キロメートル以上 三十五キロメートル未満	一万四千六百円	一万六千円
三十五キロメートル以上 四十キロメートル未満	一万六千七百円	一万八千五百円
四十キロメートル以上	一万八千八百円	二万九百円

(六) 寒冷地手当 (第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十五万七千円 (現行五十四万千円) に引き上げることとした。

(七) 宿日直手当 (第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通常の宿日直	二千九百円	三千二百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万三千円	一万四千元
特殊な業務を主とする宿日直	五千百円	五千六百円

(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務について

は、これらの額に百分の百五十を乗じた額)

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

扶養手当について、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を二十二歳 (現行十八歳) に達する日以後の最初の三月三十一日までとすることとした。(第四条関係)

三 施行期日等

1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、調整手当に関する改正は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 改正後の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成四年四月一日から適用することとした。ただし、宿日直手当に関する規定は、規則で定める日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例をここに公布する。

平成四年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持することを目的とする。

(拡声機による暴騒音の禁止)

第二条 何人も、拡声機を使用して、公安委員会規則で定めるところにより、当該拡声機から十メートル以上離れた測定可能な地点（権原に基づき使用する土地の区域内において拡声機を使用する場合にあっては、当該土地の区域外の地点に限る。）において測定した音量が八十五デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

(適用除外)

第三条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- 二 災害、事故等の警戒活動又は救助活動のためにする拡声機の使用
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項に規定する電気事業、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定するガス事業、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用
- 四 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

五 公共の輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校の行事を行うためにする拡声機の使用

七 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設の行事を行うためにする拡声機の使用

八 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用

九 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用（停止命令）

第四条 警察官は、第二条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、二以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたとき（これらの者が共同して拡声機を使用した場合を除く。次条において同じ。）については、適用しない。

(拡声機の同時使用に対する催告)

第五条 警察官は、二以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたときは、これらの者（第三条各号に掲げる拡声機の使用をする者を除く。）に対し、拡声機による暴騒音の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを催告することができる。

(立入り等)

第六条 警察官は、第四条第一項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機そ

その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定による権限を行使する警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第七条 この条例の適用に当たっては、集会、結社及び表現の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制約しないようにしなければならない。

(公安委員会規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第九条 第四条第一項の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第六条第一項の規定による警察官の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成五年二月一日から施行する。

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年十二月十八日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二十七万六千円」を「二十八万五千円」に改め、同項第二号中「四万八千五百円」を「四万九千五百円」に改める。

第八条第二項第二号及び第四号中「十八歳」を「二十二歳」に改める。
第九条の二第二項第一号中「百分の十」を「人事委員会規則で定める区分に応じ、百分の十又は百分の十二」に改める。

第九条の四第一項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「二万三千円」に、「一万千円」を「一万二千円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「一万円」を「一万千円」に改める。

第十条第二項第二号中「六千二百円」を「六千五百円」に、「八千三百円」を「八千九百円」に、「一万四百円」を「一万三千三百円」に、「一万二千五百円」を「一万三千七百円」に、「一万四千六百円」を「一万六千六百円」に、「一万六千七百円」を「一万八千五百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

第十一条の二第三項中「五十四万千円」を「五十五万七千円」に改め

る。

第十六条の二第一項中「二千九百円」を「三千二百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千円」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			175,300	205,000	221,700	240,900	259,200	279,500	312,500	350,700	399,200
2	127,800	161,400	181,200	212,800	230,000	249,400	268,000	288,900	324,200	363,000	413,900
3	131,900	167,800	187,300	220,700	238,500	257,900	277,100	298,500	336,000	375,500	428,800
4	136,200	174,600	193,600	229,000	246,700	266,500	286,200	308,500	347,800	388,000	443,700
5	141,000	180,100	200,300	237,400	254,800	275,200	295,500	318,600	359,600	400,700	458,700
6	146,600	184,700	207,800	245,600	262,900	283,900	304,900	328,600	371,500	413,300	473,700
7	152,300	189,300	215,000	253,500	271,100	292,700	314,600	338,700	383,700	425,800	489,000
8	157,900	193,800	222,100	261,400	279,200	301,900	324,300	348,800	395,900	438,300	504,500
9	162,100	198,000	228,200	269,200	287,300	311,100	334,100	358,800	408,000	450,800	519,700
10	165,400	202,200	234,200	277,000	295,400	320,700	343,900	368,800	419,600	463,300	534,800
11	168,200	206,500	240,100	284,700	303,500	330,500	353,600	378,800	430,800	474,300	546,700
12	170,800	210,700	245,800	292,300	311,400	340,200	362,900	388,800	441,900	484,500	554,600
13	173,300	214,900	251,300	299,700	319,300	349,900	371,900	398,600	451,300	493,200	562,100
14	175,400	218,200	256,500	307,100	327,000	359,200	379,900	408,100	459,200	500,400	568,300
15	177,500	221,300	261,500	313,800	333,300	367,700	387,000	415,800	466,800	505,000	573,100
16	179,100	224,400	266,400	320,200	339,100	374,500	393,400	423,000	472,200		
17		227,400	270,900	324,900	344,400	381,000	399,000	427,800	476,800		
18		230,200	274,800	329,000	348,800	385,600	403,900	432,400	481,100		
19		232,200	278,400	333,100	352,900	390,100	408,500	436,800			
20			281,300	336,100	356,700	394,500	412,900	440,700			
21			284,100	339,000	360,000	398,900	416,800	444,500			
22			286,800	341,800	363,300	403,000	420,500				
23			289,500	344,800	366,700	406,700					
24			292,000	347,900	370,000	410,300					
25			294,500	350,800	372,800						
26			296,900	353,600	375,600						
27			299,300	356,000							
28			301,700	358,400							
29			304,100								
30			306,400								
31			308,600								
32			310,800								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1				217,800	250,600	268,900	287,600	307,500	338,300
2	148,900	163,500	188,000	224,800	259,200	277,800	297,100	317,200	348,200
3	155,300	170,200	195,600	232,400	267,900	286,800	306,600	326,900	358,200
4	161,800	178,900	203,200	240,900	276,500	296,200	316,100	336,800	368,400
5	168,400	187,500	210,000	249,500	285,200	305,600	325,600	346,700	378,800
6	176,300	194,800	216,300	258,100	293,700	315,100	335,200	356,600	389,100
7	184,900	201,500	222,600	266,700	302,300	324,600	344,900	366,700	399,600
8	192,200	208,200	228,900	275,300	310,500	334,200	354,700	377,100	409,900
9	198,900	214,200	236,500	283,900	318,900	343,900	364,800	387,400	420,200
10	205,600	220,200	244,000	291,900	327,300	353,700	375,000	397,900	430,400
11	211,600	226,400	251,500	299,900	335,800	363,800	385,200	408,200	440,500
12	217,600	232,700	259,000	307,900	344,200	373,900	395,400	418,400	450,400
13	223,800	240,100	266,700	316,000	352,600	384,100	405,600	428,600	460,200
14	230,100	247,300	274,100	324,100	361,000	394,300	413,700	438,700	469,900
15	237,500	254,700	281,600	331,800	369,400	404,100	421,700	447,800	479,100
16	244,700	262,100	289,300	339,600	377,500	411,200	428,800	455,800	484,100
17	251,600	268,900	297,300	347,400	385,400	418,000	434,700	460,700	488,400
18	258,100	275,800	305,400	355,100	392,500	423,700	440,400	465,500	492,500
19	264,200	282,800	313,500	362,800	398,900	428,300	444,900	470,200	
20	270,600	289,500	321,200	370,100	403,400	432,900	449,300	474,200	
21	277,000	296,300	329,000	377,300	407,500	437,200	453,100	478,000	
22	283,300	303,100	336,700	384,400	411,400	441,400	456,800		
23	289,800	309,800	344,400	390,700	415,200	445,000			
24	296,100	316,500	352,100	395,000	418,900	448,600			
25	302,100	323,200	359,400	398,900	422,100				
26	308,200	329,900	366,600	402,500	425,300				
27	314,000	336,800	373,700	406,100					
28	319,600	343,000	379,900	409,800					
29	324,000	348,600	384,100	412,800					
30	328,300	353,500	388,000	415,800					
31	332,800	358,500	391,600						
32	337,200	361,900	395,100						
33	339,800	365,200	398,800						
34		368,500	401,800						
35		371,800	404,700						
36		374,500							

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表(第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1			287,400	384,700
2	139,900	180,800	297,000	394,700
3	146,100	187,300	306,500	404,700
4	152,700	193,800	316,200	414,700
5	160,200	200,500	325,900	424,800
6	168,600	207,300	335,600	434,900
7	177,400	214,200	345,300	445,100
8	183,800	221,200	355,100	455,300
9	190,100	228,500	364,900	465,600
10	196,400	236,300	374,900	476,100
11	202,800	244,300	384,800	486,300
12	209,200	253,300	394,600	495,900
13	215,900	262,400	403,900	504,300
14	222,900	271,500	413,300	512,000
15	229,900	280,700	422,500	516,600
16	237,100	289,900	431,700	
17	244,100	299,100	440,800	
18	251,200	308,600	450,100	
19	258,200	318,000	459,300	
20	264,600	327,400	467,700	
21	270,900	336,800	475,900	
22	276,900	346,200	483,700	
23	282,800	355,500	490,600	
24	288,700	364,900	494,800	
25	294,600	373,800		
26	300,500	382,000		
27	306,400	390,200		
28	312,100	398,500		
29	317,500	406,700		
30	321,600	413,800		
31	325,500	420,800		
32	329,200	426,600		
33	332,600	431,800		
34	335,400	436,700		
35	338,100	441,200		
36	340,700	444,200		
37	343,200			
38	345,700			
39	347,900			
40	350,100			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	249,100	380,400
2	139,900	154,800	258,500	389,300
3	146,100	162,700	268,100	398,200
4	152,700	171,100	277,700	407,100
5	160,200	180,800	287,400	416,100
6	168,600	187,300	297,000	425,200
7	177,400	193,800	306,500	434,300
8	183,800	200,500	316,200	443,100
9	190,000	207,300	325,900	451,200
10	196,200	214,200	335,500	459,200
11	202,200	221,200	345,100	466,700
12	208,200	228,500	354,100	474,100
13	214,300	236,300	362,900	480,400
14	220,900	244,300	371,700	485,600
15	227,100	253,300	380,500	489,700
16	233,300	262,400	388,900	
17	239,400	271,500	397,200	
18	245,400	280,700	405,600	
19	251,300	289,900	414,000	
20	257,000	299,100	422,200	
21	262,300	308,600	430,000	
22	267,500	317,900	436,800	
23	272,300	327,200	443,200	
24	276,900	336,500	448,500	
25	280,700	345,000	452,900	
26	284,400	353,300	456,700	
27	287,700	361,500	459,800	
28	290,600	369,400	462,800	
29	293,200	377,000		
30	295,700	384,000		
31	298,000	390,900		
32	300,400	397,600		
33	302,500	403,800		
34		409,900		
35		415,200		
36		419,800		
37		424,200		
38		428,000		
39		430,600		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1			238,700	277,900	321,200
2	127,900	173,100	248,000	287,700	333,000
3	132,000	182,500	257,300	297,700	344,900
4	136,900	190,600	266,700	307,800	356,900
5	142,700	198,800	276,100	318,000	368,900
6	150,100	207,200	285,800	328,100	382,000
7	157,800	214,900	295,700	337,900	395,300
8	165,500	222,500	305,600	347,700	409,100
9	173,200	230,200	315,400	357,400	422,800
10	180,100	237,900	325,000	367,100	436,500
11	186,900	245,000	333,900	376,700	450,200
12	193,700	252,000	342,600	386,300	463,800
13	200,500	258,800	350,900	395,800	477,300
14	207,400	265,600	358,300	405,200	490,600
15	215,000	272,400	365,400	414,600	503,900
16	222,600	279,100	372,400	423,900	517,000
17	228,600	285,900	379,200	433,200	530,100
18	234,500	292,700	385,900	442,400	541,400
19	240,100	299,700	392,600	451,500	549,900
20	245,700	306,700	398,700	459,200	557,400
21	251,300	313,600	404,500	466,900	563,500
22	256,900	320,500	410,000	472,400	568,900
23	262,200	327,400	415,100	477,100	573,100
24	267,500	332,900	419,600	481,100	
25	272,500	338,200	423,800		
26	276,600	342,300	427,300		
27	280,600	346,200	430,800		
28	283,700	350,100			
29	286,800	353,900			
30	289,700	357,700			
31	292,400	360,900			
32	294,900				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 278,000	円 314,600	円 403,300
2	222,800	289,500	326,200	415,600
3	232,000	301,000	338,100	427,800
4	242,100	312,500	350,000	439,800
5	252,300	324,000	361,900	451,800
6	263,400	335,800	373,800	463,800
7	274,700	347,600	386,000	475,400
8	286,100	359,500	398,600	486,900
9	297,400	371,400	410,800	498,200
10	308,400	383,500	423,000	509,300
11	317,900	394,400	435,000	520,400
12	326,900	404,700	446,600	531,000
13	335,900	414,800	458,100	541,600
14	344,900	424,600	469,400	552,200
15	353,800	434,400	480,600	562,100
16	362,700	444,000	491,600	571,500
17	371,500	453,600	502,200	580,200
18	379,500	463,200	512,700	587,200
19	384,900	470,800	523,000	592,400
20	390,300	478,000	531,100	597,200
21	393,400	484,500	538,900	
22		489,200	544,300	
23		493,900	549,600	
24		498,400	554,700	
25		502,800	559,200	
26		506,500	563,500	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 193,100	円 214,900	円 249,300	円 288,800	円 322,500
2	132,100	166,300	199,500	222,600	258,200	298,300	334,200
3	137,300	172,200	206,300	230,400	267,200	308,000	346,000
4	143,700	178,200	213,800	238,400	276,300	317,700	357,800
5	150,100	184,200	221,400	246,500	285,300	327,400	369,600
6	157,100	190,200	229,100	254,600	294,300	337,300	381,600
7	164,000	196,200	237,000	262,700	303,600	347,300	394,000
8	169,800	202,200	244,900	271,000	313,100	357,300	406,400
9	175,500	208,700	252,800	279,200	322,600	367,500	418,500
10	180,400	215,600	260,700	287,500	332,200	377,800	430,100
11	185,200	222,400	268,600	295,800	342,000	388,000	441,600
12	189,800	228,600	276,500	304,100	351,300	398,000	451,300
13	194,200	234,700	284,300	312,300	360,300	407,700	459,200
14	198,200	240,800	292,100	320,300	368,800	415,600	466,800
15	202,400	246,500	299,800	328,300	375,900	422,900	474,300
16	206,700	252,000	307,400	334,600	382,700	427,800	478,800
17	210,900	257,200	314,500	340,600	388,600	432,400	483,100
18	215,100	262,300	321,300	346,500	394,200	436,800	
19	218,500	267,100	326,300	350,800	398,900	440,700	
20	221,500	271,800	331,000	355,000	403,300	444,500	
21	224,400	275,400	335,000	359,100	407,600		
22	226,800	278,200	338,200	362,800	411,300		
23	228,800	281,000	341,200	366,300	414,900		
24		283,600	344,100	369,500			
25		286,100	347,000	372,400			
26		288,300	349,800	375,200			
27			352,600	378,000			
28			355,100				
29			357,500				
30			359,900				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(㊦)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	207,900	228,100	257,900	292,400	324,400
2	144,500	170,100	213,600	235,000	265,900	301,700	336,200
3	149,800	177,900	220,700	242,000	274,100	311,200	348,000
4	155,500	186,000	227,600	249,000	282,200	321,100	359,800
5	161,200	191,300	234,400	256,000	290,200	331,100	371,700
6	169,100	196,600	241,200	263,200	298,300	341,100	383,900
7	176,900	201,900	248,000	270,500	306,400	351,200	396,200
8	184,700	207,400	254,900	277,800	314,400	361,300	408,500
9	189,400	213,100	261,800	285,200	322,300	371,500	420,600
10	194,100	219,700	268,800	292,800	330,300	382,000	432,600
11	198,800	226,400	275,900	300,300	338,300	392,600	444,500
12	203,600	233,100	283,100	307,800	346,400	402,900	455,400
13	208,400	239,800	290,300	315,300	354,500	413,100	464,700
14	213,200	246,400	297,600	322,800	362,700	423,000	473,700
15	218,400	253,000	304,900	330,200	370,900	432,700	482,100
16	223,800	259,600	312,100	337,400	379,200	441,700	489,500
17	229,100	266,100	319,100	344,700	387,000	450,400	494,500
18	234,400	272,500	326,000	351,900	393,900	458,600	498,800
19	239,600	278,500	332,800	359,000	399,400	465,900	502,800
20	244,700	284,500	339,500	365,200	404,500	470,700	
21	249,600	290,300	346,200	371,000	409,500	474,900	
22	254,500	295,900	352,500	376,700	413,600	478,600	
23	259,000	301,400	358,000	381,100	417,100		
24	263,300	306,800	363,300	385,200	419,800		
25	267,500	312,200	368,100	388,900			
26	271,700	317,400	371,900	392,400			
27	275,500	321,900	375,700	395,300			
28	279,100	326,300	378,800	397,900			
29	282,000	330,500	381,800				
30	284,800	333,300	384,500				
31	287,500	336,100	387,000				
32	290,200	338,800					
33	292,800	341,400					
34	295,300	344,000					
35	297,600	346,400					
36	299,900	348,800					
37	302,100	351,200					
38	304,300	353,600					

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第四号中「十八歳」を「二十二歳」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第九条の二第二項第一号の改正規定及び附則第十項の規定は、平成五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成四年四月一日から適用する。ただし、改正後の給与条例第十六条の二第一項の規定は、規則で定める日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から第一条の規定(職員の給与に関する条例第九条の二第二項第一号及び第十六条の二第一項の改正規定を除く。附則第十一項において同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以

下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づき人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第二号に該当する者にあつては切替日において、第三号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、か

つ、改正前の給与条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならぬ。この場合において、当該届出に係る事実については、改正後の給与条例第九条第一項の規定は、適用しない。

一 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となつた日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の給与条例第八条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

三 切替期間において、新たな新規扶養親族たる子等を有するに至つた職員であつた者

四 切替期間において、新規扶養親族たる子等でその要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

五 配偶者(改正前の給与条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となつたものであつた者(その配偶者がない職員となつた日に改正前の給与条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を有していた者に限る。)

六 配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者を有するに至つたものであつた者(その配偶者を有するに至つた日に改正前の給与条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を

有していた者に限る。)

8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の給与条例第九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号。以下「改正条例」という。)附則第七項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第七項の規定による届出が改正条例第一条の規定(第九条の二第二項第一号及び第十六条の二第一項の改正規定を除く。)(の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正条例附則第七項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の給与条例第九条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号)第一条の規定(第九条の二第二項

第一号及び第十六条の二第一項の改正規定を除く。)の施行の日から三十日」とする。

一 施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

二 施行日から十五日以内に新たな新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

三 施行日から十五日以内に配偶者(職員の給与に関する条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)がある

職員が配偶者が不在職員となった場合(その配偶者が不在職員となつた日に改正前の給与条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を有していた場合に限る。)

(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第九条の二第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(住居手当に関する経過措置)

11 切替期間において、改正前の給与条例第九条の四の規定による住居手当(以下「改正前の手当」という。)を支給されていた期間のうちに、改正後の給与条例第九条の四の規定による住居手当(以下「改正後の手当」という。)を支給されないこととなる期間又は改正後の手当の額が改正前の手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の給与条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前

の例による。第一条の規定の施行の際改正前の給与条例第九条の四の規定により施行日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の手当を支給されないこととなり、又は改正後の手当の額が改正前の手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

12 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。